

令和4年度 第2期 論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

〔設問〕

近隣国との一年前の戦争で被害を受けたA国の再建を支援すべく我が国が人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行う目的で自衛隊の部隊を派遣するための法律が、激しい議論の未制定された。それに引き続き、この法律の下で派遣される部隊、活動地域、対応措置等を定めた基本計画が閣議決定された。

陸上自衛隊のB駐屯地宿舎（同自衛隊駐屯地業務隊長を管理者とする）には、派遣予定の部隊に属する自衛隊員とその家族などが居住していた。各棟の入り口には、関係者以外の立入りとビラ等による宣伝行為を禁止する旨印刷された紙が貼られた掲示板が設置されていた。

「自衛官のいのちを守る有志の会」という市民団体CのメンバーDは、同宿舎の敷地内に入り込み、派遣を控えた自衛隊員とその家族に今回の派遣計画の危険性を訴え参加を思いとどまるよう呼びかける内容のビラ計数十枚を、隊員たちの居住する各棟の1階集合郵便受けに投函した。Dが投函しているのを目撃した自衛隊員Eが「無断で投函しないでほしい」とDに注意したところ、Dは、「わかりました。でも大事な内容ですからビラは読んでください」と答え、その後退去した。Eは、この件を直ちに駐屯地業務隊長に報告した。同隊長は、各棟の集合郵便受け脇の壁に前記と同様の禁止事項を記した紙を掲示した上で、翌日警察に被害届を提出した。なお、集合郵便受けには、ピザの宅配等のチラシをはじめとして各種ビラ等が投函されていたが、それらの行為に対しては被害届は提出されていない。

Dは、刑法130条前段の邸宅侵入罪で起訴された。

Dは、自分たちの行為は表現の自由によって保護されると主張している。Dを邸宅侵入罪に問うことは憲法21条1項に照らして認められるか、対立する見解を想定しつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

なお、憲法9条、刑法130条の解釈論には言及しなくてよい。

参照条文

刑法130条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

